

平成24年度
第1回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会 議事録

1 日時：平成24年7月24日（火）午前10時～午後12時

2 場所：千葉市議会棟 3階 第4委員会室

3 出席者：

(1) 委員

稲垣 總一郎委員（会長）、篠原 榮一委員（副会長）、木頭 信男委員、横山 清亮委員、小川 真実委員

(2) 事務局

金親市民局長、大曾根市民自治推進部長、角田生活文化スポーツ部長
吉原市民総務課長、御園市民総務課長補佐、三橋総務係長、土肥主任主事、石垣主事、山根市民サービス課長、鈴木文化振興課長、安藤スポーツ振興課長、高山公園管理課長
村上中央区地域振興課地域づくり支援室長、湊花見川区地域振興課地域づくり支援室長、南雲稲毛区地域振興課地域づくり支援室長、飯田若葉区地域振興課地域づくり支援室長、角川緑区地域振興課地域づくり支援室長、立石美浜区地域振興課地域づくり支援室長

4 議題：

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 部会の設置について
- (3) その他

5 議事概要：

- (1) 会長及び副会長の選任について
委員の互選により稲垣 總一郎委員が会長に、篠原 榮一委員が副会長に選任された。
- (2) 部会の設置について
市民・文化部会及び6つの各区役所部会に加え、新たにスポーツ部会を設置することを決定した。
- (3) その他
今後の会議の開催予定と、今回の会議録の公開について、事務局より説明した。

6 会議経過：

○司会 それでは、定刻となりましたので、平成24年度第1回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、本日お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

私、本日司会を務めさせていただきます、市民総務課課長補佐の御園と申します。よろしく

お願いいたします。

本日の会議でございますが、市の情報公開条例第25条に基づき、公開されております。

なお、現在傍聴人の方はいらしておりません。

本日は、夏季節電及び地球温暖化防止の一環として、職員は軽装とさせていただいておりますのでご了承ください。

それでは、委員のご紹介をさせていただきます。

委員の皆様には引き続きご就任いただきましたので、既にご存じかと思いますが、新たな任期となりますので、改めてご紹介を、ここでさせていただきます。

それでは、お手元の資料1「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会委員名簿」の順にご紹介させていただきます。

最初に、公認会計士でいらっしゃいます、木頭信男委員でございます。

次に、同じく公認会計士でいらっしゃいます、篠原榮一委員でございます。

次に、弁護士でいらっしゃいます、稲垣總一郎委員でございます。

同じく弁護士でいらっしゃいます、横山清亮委員でございます。

千葉大学法経学部准教授でいらっしゃいます、小川真実委員でございます。

以上5名の皆様でございます。なお、このほか、後に審議されます部会の構成員となられる臨時委員の方々が21名加わる予定でございます。

続きまして、事務局の職員をご紹介します。

市民局長の金親でございます。

市民自治推進部長の大曾根でございます。

生活文化スポーツ部長の角田でございます。

市民総務課長の吉原でございます。

なお、本日は、各部会の所管課長も出席しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、本日の会議の所管局長でございます、市民局長の金親よりご挨拶申し上げます。

○市民局長 おはようございます。局長の金親でございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。また、新たな2年間の委員を、お受けいただきまして、重ねまして御礼申し上げる次第でございます。

本日、議題でございますけれども、お手元に配布してあります次第のとおり、新たな任期の始まりでございますので、会長さん、副会長さんを選出していただくことになります。

そして、2点目は部会の設置という議題がございますけれども、詳しくは後ほど事務局のほうからご説明申し上げますが、今回私ども、4月にスポーツの所管が教育委員会から私ども市民局のほうに移ってまいりました。その関係の施設を所管することとなりますので、その辺の協議をしていただく部会を設置したいと、こういうようなご提案でございます。

2年間、いろいろとご支援、ご協力いただくこととなりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。簡単でございますけれども挨拶とさせていただきます。

○司会 それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、机上にございます「席次表」でございます。

次に「次第」でございます。

次に、青いインデックスで資料1「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会委員名簿」

資料2「市民局指定管理者選定評価委員会所管施設一覧」

資料3-1「部会の設置について（案）」

資料3-2「新旧対照表（案）」となっております。

なお、赤いインデックスのほうは参考資料となっております。

以上、お配りしております。不足等ございましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、会議の成立についてですが、本日は5人すべての委員のみなさまにご出席いただいておりますので会議のほうは成立しております。

それではこれより議事に入らせていただきます。

なお、新しい会長が決定するまでの間、市民自治推進部長の大曾根が仮議長を務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは大曾根部長、議事の進行よろしくお願ひいたします。

○仮議長　ただいまご承認いただきましたので、仮議長として会議の進行役を務めさせていただきます。

それでは、議題1の「会長及び副会長の選出」に入らせていただきます。

会長の役割といたしましては、本委員会の議長を務めていただくほか、会議の招集、部会の委員の指名、議事録の承認等、会を代表していただきます。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理していただきます。

まず、会長の選出を行いたいと思いますが、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第9条第2項に基づき、互選により選出したいと思います。どなたか立候補、または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。どうでしょうか。

○委員　質問していいですか。あの、前の指定管理者選定評価委員会を設けたときの会長は公認会計士の方から出していただいたと。で、副会長を弁護士の方から出していただいたと。それで再任するということもありえるんですか。

○仮議長　はい、ありえます。

○委員　その再任するかたちをとると、マンネリ化しているっていう批判とかっていうのはどうなるんですか。

○仮議長　どうでしょう。あの、あくまでも互選ですので、特にそのまま継続していただいてもですね、マンネリとかそのような批判はないという風に考えております。

○委員　交互に務められてもいいってことですね。

○仮議長　はい。

○委員　一番問題が少ないのはどういう方法なのかなと思って、他の制度のことも精通されてらっしゃると思いますから。

○事務局　そういったことも含めまして、ここで議論いただいて会長さんを選出していただければと思います。

○委員　今回先生されたら。

- 委員 いや、僕は有識者の人間ですけど。ただ、年齢構成上考えたときに、やっぱり弁護士の先生と、会計士の先生でご経験のある先生方がたくさんいらっしゃるの、あんまり若いのが出しゃばらないという考えもございますので。
- 仮議長 今、委員さんからご意見ございましたけれども。
- 委員 願望を申し上げるのであれば、今回は弁護士の先生方から会長を選出して、会計士の先生方から副会長を選任するというのがよいのではないかなと。マンネリ化は少なくとも、そういう批判はかわせるかなと思います。
- 仮議長 いかがでしょうか。前は公認会計士の方から会長さんをお願いしたんですけども、今回は弁護士さんからお願いするのが、マンネリ化を防ぐという意味合いもあってよろしいのではないかというご意見ございましたけれども。
- 委員 それでいいんじゃないですか。
- 仮議長 よろしいですか。わかりました。
- それでは、弁護士の方、お二方お願いしておりますけれども。事務局から何か申し上げることがよいかもかもしれませんけれども、あくまで互選ということでございますので、はい。
- 委員 経理関係は私たちあまりよくわかりませんからね。帳簿関係中心に見るとすると、公認会計士の先生にお願いしたいかなと。
- 委員 私は逆に前回どおりでいいのかなと思ってましたけどね。
- 委員 確か前回、会長は公認会計士で副会長は弁護士さんがやると。次はひっくり返るよというような話も、初回、あったような気がするけど、それに拘束されることはないかなと思いますけどね。
- 事務局 2年前の時にはそういったご意見も、確かに出ておりました。
- 委員 先生が乗り気でないんだったら私でもいいんですけども、そうするとさっきの若輩者がっていう、私が一番年齢低いのかもしれないのに。
- 委員 どうしても決まらないんだったら、という話もありますけれども。
- 仮議長 なんとなく視線が委員さんのほうに向かっているような感じがしますけれども。
- 委員 歳とってるだけですけれども。いいですかね。じゃ、私で。
- 委員 じゃあ、先生。はい。
- 仮議長 では、委員さんということで、皆さんのご意見が一致したみたいでございまして、委員さんに会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。
- それでは、委員さん、会長席へお願いしたいと思います。
- ここで会長さんにご就任いただいたので、一言ご挨拶をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。
- 会長 前回の正副会長をそのまま留任するのかな、と思ってきたものですから、何も考えないで来たんですけども、会長に選任させていただきました。さっき申し上げましたように、特に帳簿関係については素人ですのでよくわかりませんので、公認会計士の先生方の助けを借りながら、また事務局の手を借りながら、あと一般的な立場から各先生方のご意見を借りながらなんとか運営していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。
- 仮議長 ありがとうございます。それでは会長が選出されましたので、ここで議長の役割を交代させていただきます。よろしく願いいたします。

- 会長　それでは、議事を続けたいと思います。
- 次に、副会長の選任とありますけれども、互選ということですが、先ほどからお話がありました、同じことを繰り返さなくてもいいですね。そうすると公認会計士の先生方からでよろしいでしょうか。
- 委員　じゃああの、この間は私がやったんで、次に先生で。
- 委員　あの、これ辞退のひとつの方法として、僕ね千葉市民じゃないから、千葉市民のほうがいいかなという気も。千葉市民でしょ。
- 委員　千葉市民です。
- 委員　まあ、ひとつの辞退の方法としてね。まあ、やっぱりそのほうがいいのかな。
- 会長　なんとも言えないですけど、帳簿関係を詳しく見なきゃいけないのが厳しいんですよ。
- 委員　千葉市民じゃなくていいんじゃないですか。
- 委員　その辺は何か突っ込まれることは。
- 部長　いえ、ございません。
- 委員　じゃあ先生、お願いします。
- 会長　先生を副会長に就任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 会長　先生よりひとことご挨拶を。
- 委員　僕、実はマンションに住んでいて、40年経つから日本のマンションでは古いんですが、古いつていうことはかなり立派な人がいたんですけども最近ひどくなりまして。30年ぶりに理事になりまして、いろいろと調べると法律規約からめっちゃくちゃ。いろんな活動をやっていると、日本の政府もそうだし、最近発表したあの状況で日本というのは、法律とか規則というのは何か起こらないとみんな気にしていない。で、起こったときに、世間にいわせるとそれでばたばたやられるから、被害者意識ですよ。いじめなんか読んでみると、教育委員の方ってみんな被害者意識がものすごいなど。だから会計士でポテンシャルエラーつていう、潜在的风险つてよくやってたんですけど、多少でもそういうのを、摘み取っていくつていう方法であんまりやると嫌がられるかなという、その辺を考えながらこれから2年間やらせていただきます。よろしくお願いします。
- 会長　ありがとうございました。続きまして議題2の「部会の設置について」に移ります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局　それでは部会の設置についてご説明いたします。失礼して、着席にて説明させていただきます。

資料2の「市民局指定管理者選定評価委員会所管施設一覧」をご覧ください。

こちらが市民局の指定管理者選定評価委員の皆様にご審議いただく施設の一覧となっております。資料の中ほどの網かけをした部分ですが、スポーツ振興課が本年4月より、教育委員会から市民局の所管になりましたことから、この多くのスポーツ施設が市民局の所管施設に加わっております。

また、都市局公園緑地部公園管理課が所管します都市公園内のスポーツ施設と、花見川区地域振興課が所管します花島コミュニティセンターにつきましては、スポーツ振興課が所管いた

しますスポーツ施設と一括で指定管理者制度を導入しておりますので、今年度より本委員会でご審議いただくこととなります。

続きまして資料3-1の「部会の設置」をご覧ください。

部会の設置につきましては、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第11条第1項に規定されておりました、具体的には、審議件数が多く5名の委員だけで行うことが困難な場合などに、部会の設置ができるとなっております。

市民局ではすでに市民・文化部会と各区役所部会の合計7つの部会を設けること及び、部会の議決をもって委員会の議決とすることについては、平成22年7月16日に委員会の議決をいただいております。

このたび、スポーツ施設が市民局の所管となり、施設の数が増えましたことから、新たな部会を設置しようとするものでございます。

なお、各部会に所属する委員及び臨時委員につきましては、後ほど会長と協議の上、決定いたしまして、後日委員の皆様にご連絡をさせていただきたいと考えております。

参考までに資料3-2として「新旧対照表」を添付してございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。では、ご説明いただきましたことについて、初めて聞く説明等もございまして、ご質問等ございましたらお願いします。

○委員 これ、過去をほじくり出すような質問で申し訳ないんですけど、確か1年以上前にスポーツ関係で新聞にちょっと載ったことはないですか。疑問は、この前千葉市美術館の宣伝みたいのが載っていて、指定管理者制度が10年経つと。問題は、5年とかやっていると、専門性を維持する専門員を確保するのが難しいと書いてあったのが新聞にあるんですけど。こういうスポーツ関係の事故とかいろんな部分で、指定管理者には、みんないっちゃってるんですけど、そういう特殊な部分の維持管理、市役所側がやらなきゃいけないわけ、その辺の配慮というんですかね。かなりの権限を渡してしまうので、その市側として、注意とか専門性の維持とか、その辺の問題はあまりないかどうかという。ちょっと抽象度の高い質問となってしまったけれど、どうなんでしょう。

○事務局 いろいろな施設があるわけございますけれども。たとえば文化施設とか、スポーツ施設だとか、いろいろなジャンルの施設がありますけれども、それぞれの施設の特性に応じた専門的な知識を持っている職員が確保されているか、ということでしょうか。

それは、指定管理者による管理運営になったとしても、市の側で施設の根本的な、たとえば大規模な定期的な修繕ですとかそういったものはやっておりますので、それをやるだけの知識を持った職員というのは継続して配置しております。

○委員 ひとつよろしいですか。網掛けの部分で一番最後の、市民ゴルフ場ですか。これは平成29年までとなっておりますが、何か、他のものはもっと期限が短いんですけれども、こちら非常に長いと思うんで。何か根拠、理由はありますか。

○スポーツ振興課長 ゴルフ場につきましては、下田の最終処理場の埋め立て地に作ったという経緯がございまして、初期投資がかなり、ゴルフ場に関しましてはかかるということがございます。そういったものを含めまして、回収に通常は5年間でやっておりますが、5年間では回収できない、長いスパンがかかるということで10年間というかたちで指定させていただい

ております。

○委員　　そうしますと、開始時期は平成19年ですか。

○事務局　平成20年10月からです。

○委員　　わかりました。

○委員　　事務局に伺いたいんですが、先ほどプールの話、スポーツ施設の話がでたと思うんですけど、それに関する話が1点と、あと、別件があるんですけど。

スポーツ施設について、痛ましい話でいうと、埼玉県のふじみ野で事件ありましたよね。で、その指定管理者に任せるときにあれも最終的には市に責任の一端が問われたと思うんですが、その指定管理者を公募しますよね、そのときに書面審査しますよね。あのところで、スポーツ施設については何か別のルール、追加的なルールは設けているんですか。法令遵守とか適正な人材配置とか、そういうようなことを記すような、書類とか用意させるようにしているんですか。

○スポーツ振興課長　法令遵守はもちろん当然のことでありまして、特にその関係でハードルを上げているということはありません。あの事件以来、かなり施設管理に関しましては、各民間企業もそれなりの体制、研修体制をしっかりとっておりますので、もちろんその配置する人員がそういう研修を受けたり、資格を持っていたりと、そういうものは枠をはめさせていただいておりますけれども、それ以外は今のところはありません。現在、公的なプールですとか、そういうものを運営している実績、プラスそういった研修ですとか資格の部分を見せていただいております。

○委員　　その有資格関係のほうの資格のことなんですが、どういった類の資格がそれにふさわしい資格になるんですか。それはもう事前に何名置けっというふうに法令で決まっているんですか。それとも指定管理者が任意で決めているんですか。

○スポーツ振興課長　すみません、その辺の詳しいことに関して今、資料がないんですが、プールに関してはプールの衛生管理の資格が確かあったはずでございます。それと救急救命の講習とか、そういったものがございまして。今は、申し訳ございません、詳しい法令関係の資料がございませんので。

○公園管理課長　公園管理課でございます。文科省の施設と国交省の施設と、スポーツ施設はいろいろな省庁にまたがっておりますけれども、あの事件以来、各省庁のほうから細かい事前の安全管理の基準が出ておりまして、それに則りまして、開園前に細かいチェックをしております。

○委員　　結局指定管理者の中身を見てみると、結構アルバイトを使っているんですよ。そのアルバイトへの研修体制というような見えないところが、書面審査では見えづらいところがあるんですよ。その辺をどういうふうな形で、市の側で事前にチェックしているのか、それとも事後的にモニタリングしているのかっていう体制が知りたかったんです。

○公園管理課長　実は私どもの所管している、市営プールといっているんですが、千葉公園だとか公園の中に25メートルあるいは50メートルのプールがありまして、周辺の住民の方たち小学生、中学生、高校生だとか、未就学児童も含めて利用しております。

千葉市の場合は平成10年に痛ましい死亡事故がやはりございまして、それを受けて、昨年までは指導者1人に対して未就学児は1人ということで、厳しい基準で設けておったんですが、

親が1人、子どもが2人という場合、この核家族の時代に、市営プールが利用できないということがございまして、数年前から見直してほしいという強い要望がありました。

そういったことを踏まえまして、今年、指定管理者と安全管理対策をどうするか、研修体制をどうするかという話し合いを事前にしました。

指定管理者任せということではなく、発注者側の市と指定管理者が協議しております。

- 委員 突っ込んだ話ですけど、それは指定管理者の選定に関する評価シートに表れますか。そういう体制がわかるような資料はできますか。
- スポーツ振興課長 実は、それは今年やっておりますので、先生方に今年ご審議いただく部分は23年度分の評価シートになりますので。実はこの24年度の中で見直しをしておりますので、それは来年の評価シートの中に載るようなかたちになるかと思えます。
- 委員 今の関連で今年の評価には入らないとなると、ある意味でスポーツ部会を担当した人は今の意見をふまえて、その指定管理者に多少どうですか聞いて、ちょっと今年はプレッシャーをかけるっていうのはどうですか。
- 委員 ちょっと懸念になっているのが、財務と法務は見られます。で、私、専門が会計学と行政サービスのアウトソーシングなんですけど、スポーツ施設において監視をしている者が、例えば何か民間の資格をとっていて、その習熟度がどの程度あるかっていう判定は、もうちょっと詳細な資料を出してもらわないと読みようがないんですよね。
- 委員 臨時委員にスポーツの専門家が入るという話を聞いているんですけど。
- 事務局 そうですね、スポーツ部会の委員さんは、今後会長さんをご相談して決めますけれども、今想定しておりますのはスポーツの専門家の方、大学の先生などを考えております。
- 委員 この指定管理者って市場化テストで関係していて、すごく気にしているのが、コスト削減とか効率化といういろんな観点、今いった質的な管理っていうんですかね、その部分をどうバランスしているかというのが今後僕らのある意味課題かなという気がしています。北海道のスキー場に夏に行くと安く泊まれるものですから、親戚の80歳過ぎの車いすの人を連れて最近行ったんですね。そうすると1991年とか93年に施設を作っているから、車いす用になっていないんで非常に不便なんです。それで従業員がこれでは困るということで多少車いすが通れるようにしているんですが、やっぱり不十分です、と従業員の方は言っているんです。そういう意味では、千葉市はお金がないってわかっているんですけど、多少そういう面での見方っていうのが。事故起きたときには市側になってしまう可能性、運用だけじゃなくてね、そういう意味で、チェックというのが必要かなと思うんですが、どうなんですかね。
- 会長 そういう関心が強かったということで部会の審議に反映していただきたいということでもよろしいでしょうか。
- 委員 あともう1点なんですけど、指定管理者に参加する業者の書面審査なんですけど、その中に社会保険を納付している状況について審査する、提出させるような書類はありますか。社会保険納付状況。
- 委員 納付していた団体ということか。
- 委員 千葉市とは関係ないんですけど、違うところの団体で市場化テスト法の対象になっている施設で、業者が参入しましたが、実は社会保険料払ってないということがわかって、諸々、公の施設を民間事業者に委託するときにみなし公務員規定が適用されるじゃないですか。それ

で社会保険料を納付していないっていうのでペナルティを受けて、業務停止5か月の処分をもらって、その間、その団体の職員がやったんですよ、そうすると業務が停滞しちゃったんです。一応、みなし公務員規定の適応対象だと思うんですよ、指定管理者も。そうなったときに社会保険料という面は、チェックしたほうがよさそうな気がするんです。

- 委員 それはですね、たぶん非常勤の雇用と常勤の雇用で違うと思うんですよ。
- 委員 常勤ですよ。
- 委員 常勤ですか。
- 会長 おっしゃっているのは、その社会保険の加入率の問題じゃなくて、実際未納付ではないかと。税金の未納付と同じ問題ですね。
- 委員 そうです。
- 会長 市で払ってないのは市でわかるけども、社会保険庁は別だから、わからないんじゃないかと。そういう話ですね。
- 委員 そうです。
- 会長 そういう連携というか、あるいは連携しなくても、納付した領収書を添付させればよいわけですね。
- 委員 それは社会保険事務所に行けばわかるんでしょう。
- 会長 それは情報をもらう権利があるかというのは別の問題になってくるでしょうから。むしろ申請書類に必要な書類というのであれば。
- 委員 何か証明書等があれば。
- 事務局 今現在は項目に入っておりませんが、検討したいと思います。
- 委員 千葉市の地域振興というか、雇用を守れという話があるんだったら当然かなという話しですよ。
- 会長 社会保険料を延滞している企業も結構ありますよね。
- 部長 市全体の話ですから、要綱というか細かい規定も作ってありますので、その中に入れておかないということで、指定管理者制度を所管している課と協議していきます。入れる方向でしていきたいと思います。
- 委員 あともうひとつ、それに関連したことで。納税状況なんですけど、応募するにあたって厳しい審査がありますよね。財務内容と納税状況。あれ、住民税の均等割程度でもいいんですか。テクニカルな話ですけど。赤字法人でも住民税の均等割りくらいは払っているでしょ。そのレベルでもいいんですか。
- 委員 あの、未処分利益が多くあればそれは問題ないと思います。未処分利益が多くあるということは赤字が何年か続いても継続可能だと。
- 委員 税務上の繰越欠損金の制度を使っちゃえば最長で7年ほど納税をしなくても済むじゃないですか。ああいうような。
- 委員 今は9年になりましたが。それがですね、財政状況が健全であれば、特に問題にすることもないかなと。
- 委員 それは市の側としては、都道府県税、市民税とか払ってくれている法人の方がありがたいですから、そのチェックってどうなっているのかなと思ひまして。
- 事務局 今のところ審査にあたっての、欠格事項というんですか、そのあたりルール化され

ているものとしては、最近一年間の市税、法人税、消費税、地方消費税を滞納している会社はできないということはルール化されています。

- 会長　入札なんかもチェックしますよね。そのチェックできないのが社会保険なんですよ、役所が違うから。本人に領収書を提出させるのが一番簡単だと思いますけど。役所どうしの情報のやり取りが難しいのであれば。
- 委員　よろしいでしょうか。事務局側にご質問させていただきたいんですけども。市側として選定、あるいは評価の基準についての抜本的な見直し、さらにその基準作成の過程における委員の関与についてのお考え、お聞かせいただきたいんですね。というのは、任期中、選定評価を通しまして、財政的な要素の過小評価であるとか、あるいはルーティーン的な基準の存在意義、さらに評価の仕組みであるとか、現場を見ないでですね、評価するというような、問題点があったかと思うんです。それに関しまして、特に私なんか法律家ですし、会計士の先生、先生も含めてですね、むしろ評価の場面というよりも基準作成の段階の方がそれぞれの能力を発揮できるのではないかと思っております。ですので、先ほど申し上げたように、選定評価基準を作成する過程においてむしろ委員が積極的に関与したほうがスムーズに運用できるのではないかと考えております。ですので、そういったことについてのお考えをお聞かせ願いたいとおもっております。
- 事務局　基準の作成に関しては全市的な基準と、それと各委員会ごとの、たとえば施設に関する評価項目ですとか、各委員会のほうに任されていること、両方あるかと思うんですけども。それで、例えば今まで委員会を開いている中でいただいている意見として、今お話ありましたように、現場を見ないで評価できるかとかですね、あるいは、評価段階が3段階だと詳細な評価ができないので、もうちょっと段階を増やしたらいいんじゃないかというような意見をいただいております。この辺の評価の段階のお話などは、全市的なルールの中で決まっておりますのでそのところは指定管理者制度の所管である部門にこういう意見があったということはあげていきたいと思っております。
- 委員　全市的なルールというところの作成過程に委員を関与させてはどうですかという意見です。
- 事務局　そのところも、今ちょっと私どものところでは判断できないところなんですけれども、こういった意見があるということは伝えていきたいと思っております。
- それから、先日私どもの委員会の中の部会です、委員さんが急きょ交代が必要になったところで新しい委員さんに現場を見ていただく時間がなくて、ということがあってその辺でご意見いただいたところもあるんですけども、必ずその委員さんには今後現場を見ていただいて評価をしていただくという体制は作っていきたくて考えております。
- 今回、新たにスポーツ部会を設置いたしますけれども、スポーツ部会の委員になられた委員さんには見学会を実施しようと考えております。
- 委員　先生の意見に補足するようなかたちになってしまうんですが、指定管理者制度っていう流れは変わらないと思うんですよ。となったら、運用面でいろんな問題が出てくるじゃないですか。例えば、従来市がやっていたことによって確保されていた弱者への配慮が、指定管理者になったことによって、そこが切り捨てられたというようなご批判を受けたこともございますし、そういった現場での弊害というのを、この制度の運用面で改善していくという取り組

みは必要だと思うんですよ。そのためにも、例として常任委員とかが、年に1回こういうようなかたちで「この部会ではこのような問題があった」と、そういうのを全部あげてまとめるような仕組みをとって、問題提起としてまとめるというのを定式化したほうが良いと思うんですよ。実をいいますと、やっておりますとわかったことなんですけれども、指定管理者制度、自分が研究していることもあるから思うんですが、民間に委託しなければならないものと民間に委託してはいけないものが混在していると思うんですよ。本来だったら、地域振興の観点から行政の力というのは不可欠だと思うんですよ。その行政が介入できないような場面がいくつも出てきていて、そうなるとう弊していくのが地域の住民、ひいては市に返ってくるような悪循環の構造が出来上がってしまいそうなんです。その意味でも、現場レベルで生じている運用面での問題というのは適宜組み上げていく仕組みというのは早急に設けていただきたいというのを考えております。それはもうこの委員を引き受けたときからずっとあった話で、毎年毎年こういう話をさせていただいているんですけども。なんとかよろしく願いいたします。

- 会長 今の話ですと、全体会をもうちょっと頻繁に開いたほうがよいということですね。2年に一回では全体会の意味がないということですよ。
- 委員 全体会、前回始めに開いただけですよ。
- 会長 全体会でフィードバックする場がないということですね。そういう方向でよろしいですか。それとも別の委員会ですか。
- 委員 いいえ。この委員会で、フィードバックする場所がないんですよ。
- 委員 この評価の結果を9月か10月のあたりにみんなで持ち寄って議論して、評価表に反映させるというのもよいかもしれないですね。
- 委員 そうですね、別添の意見という形で。
- 会長 ただ、全部を全体会でという形になると部会の決議でやれるという仕組みにせっかくしているのが、毎回全体会を開くと機動的にやれないという問題があるかもしれない。
- 委員 制度をやっていく上で、運用面でいくつか問題がでてきているわけですよ。それを次の評価委員会に反映させるためにフィードバックさせる場を設けてほしいんです。
- 会長 それは必要ですね。
- 事務局 今の委員さんのお話というのは、この市民局の評価委員会があるわけですけども、その下に部会がありますね。で、部会で出た意見を持ち上げて委員会の中でフィードバックして、さらにそれを次の指定のほうにつなげていくというお話ですよ。
- それと、もうひとつあるかと思うんですが、委員さんからお話のあった、市の中にこの市民局の委員会もあるわけですけども他の委員会ももっとございます。その中で市全体として、例えば市トータルとしての基準づくりに委員さんの意見を反映していくような仕組みが必要だということの2つあるということですよ。
- 委員 我々の部会も確か、評価表に我々の意見が入らないかというのも2年前に出たと思うんですよ。こういう評価を、例えば変えるときに我々にコメントを求めるというのもひとつ、規定がなくても権限がなくても一応投げかけて、どういう問題があるかというのを毎年のフィードバックと同時に作ったらば、こちらに投げかけて、コメントぐらいはね、という風にやっていただければ今のルールを変えなくても可能かなと。

○会長　去年か一昨年か私たちの部会でもそうですが、基準はできてしまっていると。基準はどこでどう作っているかということになったんですけれども、結局みなさんも同じことをおっしゃっている。採点の割合は決まってしまうんですもんね。

○委員　全市的なものもあるし、市民局の所管している事業の中でもあるっていう、2つの局面がありますよ。

○委員　僕らは監査ですね、公共の仕事に参加したのは10年くらい前ですね。提案書を書くのが非常に不慣れで、金をもらいたいと。結局競争入札だから、何社か入らないと困るから参加してくれと言われて。やっぱり作るのに結構金がかかるんですよ。我々としては選定するほうからするといろいろな情報がほしいし、参加するほうからすると細かすぎて大変という。今回もみても、3社のうち1社がちょっとひどかったと。やっぱり慣れてないと、比較しちゃうと最初から落っこちちゃう。実力とドキュメンテーションとは多少違うかなと。その辺の考慮が必要かなと思います。

もうひとつですね、中央の市場化テストでも感ずるのは、ある程度大きくないと参加できないというか、僕なんかは中央省庁の場合は、運営共同体みたいなひとつの手と、それと考えられるのは、ここも数多いじゃないですか、それを10社くらいに分けるとかね。そうすると小さいところが参加しやすい。分けちゃうと経営合理性効率が下がっちゃうんだけど、ただやっぱり先ほど言った地元の小さい業者が参加しやすい。例えば中央省庁であれば、地区ずつに分けてもらったほうが、全国だとちょっと無理なのかなとかいろんな部分があって。今後の市場化テストが、指定管理者の場合に、業者との関係とかね。僕がよく言っているのは、敵に塩を送るというわけじゃないけど、公共団体が業者を育てると僕は思う。

だから単に仕事を取られるんじゃないで、僕は海外を見ていると、100%全部民間ということはないですよ。やっぱり3分の1か4分の1は官がやったほうがいい。先ほど言ったように、本来官がやるべきものと、行政が規則など作ったらそこに関わってないとわからなくなっちゃう。これは、僕防衛庁の仕事やると、コスト情報が何もわからなくなっちゃう。昔は、戦争はね、自分のところで戦艦も戦車も作っていたから大体の予想がつくと。今は全然わからない。そういう意味では管理するときには自らもやんなきゃいけないけど、全部やるのかどうなのかわからないじゃない。全部市場化テスト出すのかなとか。ある部分は官がやってもいいと思う。小川先生が言ったように、官がやるべきことはきちっと線引きして、これは官に近いところがやるとかね。そういう色付けしながらやらないと、全体的に品質が落っこちてしまうかなという気も今のところする。

○委員　こちらの指定管理者選任にあたっては、大小に関わらず地元の業者を優先的に指名しているはずですが。ただ、どうしても地元の業者がいなくて、東京とか大手の業者の管理水準が、地元の業者にないものを持っている場合には、基準は必ずしもそうはいかない場合があるんですけれども。原則としては、地元の雇用を優先するという事で地元の業者を優先して選定しています。

○委員　僕は千葉市以外でもやっているところがあって、やっぱり重要なところとか大きい施設は、従来やったところがいいなど。将来のことを考えると先程の意見のように、小分けして、さっき言った地元の業者にやらしてもいいじゃんという気はあるものですから。小さいところにやらせるのも、ひとつの実験的な部分と、育てる意味と、大きくしていると大きいとこ

ろしか参加できない。

○委員　小さいところだと、継続性とか、あるいは安定性があればそれでよいかというような気がします。

○会長　結局あんまり地元の小さいところだと、今度労務管理が限界になる。きちっとできないのではないかと。まあ、兼ね合いですね。先生がおっしゃったように、前言ったジョイントでやってだんだん力を蓄えていくということも必要かもしれないですね。なんとかクラブという、それだけだと、労務管理の経験がないからめっちゃめっちゃになってしまう。

たしかに、福祉施設なんかはひとつで全部一体的にやる必然性は別にないような気がしないでもないですけど。プールごとに小さいサークルに任せていくと、そういう問題も。まあ難しいところはありますよね。

○委員　まあ千葉市の官でやるものと、指定管理者がやるものと、その区別が難しいところですね。

○委員　事務局に伺いたいんですけど。指定管理者を募集するときに、公の施設を管理する心構えとかそういうのは話をされますか。というのは、参入する民間事業者の内容をみていると、施設の管理に関わるところで正直法令に関わってくるから、それは全部クリアできているんですよ、正直なところ。ただ、コミュニティセンターなんかでいうと、安価なサービスを提供するというかたちに特化させちゃうのか、それとも公が担っていたところを民間にもやってほしいのか。例えば、地域の福祉の問題とか、そういうところの活動しているところを支援するというようなことを今までやってたじゃないですか。それがぱったり消えちゃっているんですよ。だから公の施設の管理者として資質を問うのであれば、民間のノウハウや発想も必要だと思うんですけど、公のところと民間の方は理解できていないんじゃないかなというふうなことごとく思うんですよ。中身みても。そこはなんか、ちょっと、我々と文化が違うから、そこはわかっていたきたいとか、必要になってくるような気がするんですけども。

○事務局　提案書をもらう段階では、提案の中で施設を管理する上での、なんといいましょうか、意気込みといいますか、使命感みたいなものというのは表していただいていると思うんですけども、そうですね、次の指定の際にはそういったことがさらに強調できるような提案書の構成というのは考えていきたいと思えます。

○委員　公の施設を管理するというものの意味を履き違えているんじゃないかと思うんですよ。自主事業でなんとか儲けようとかっていう。正直なところ、指定管理料収入ってみると、大した比率じゃないじゃないですか。そもそも儲かるような話じゃないんですよ。それで5%以上儲かったら利益還元しろというのも馴染まないような仕組みだと思うんですよ。そうじゃなくて、本来我々が求めていることって稼働率をあげることじゃないですか。民間のノウハウを生かして、それで地域の方々に使ってもらおうと。それで公共の福祉が促進されるのであればそれこそ望ましい話であって。軒並み有料化にしちゃって貸しコマにしちゃうと軒並み稼働率下がっているじゃないですか。なんかちょっとその辺は指定管理者制度にした意味があるのかなっていうことを考えざるをえないかなと。まだ始まったばかりなので、厳しく言うのは、長い目で見るべきことかと思うんですが。

○委員　指定管理者に応募する業者は予算案とかが非常に曖昧なんですね。この事業をやったどのくらい利益がでるかというものが全然書いてこないんです。それは一旦考えないといけない、

その辺どうにかしないと。その辺を明確にしてもらったほうが委員会で選定しやすいんじゃないかと感じます。

- 委員 先ほど言ったように、僕も常に株式が利益を追求して、会社によって10%利益出すとか5%とかいろいろあると。本当にこういうたいした利益が出ないというのは馴染まないんじゃないかっていう、ボランティア的なもので。新宿御苑の庭園の管理は300人くらいのボランティアがやっていて、誰でも手を挙げればというわけではなくて東京農業大学で1年間の訓練を受けてからやっているんです。それでかなりの腕があるんで、県庁とか鎌倉の生垣を作ったりとか、レベルが高いんですって。ですから歳取ってふらふらしている人にある種のこういうノウハウをやって、たいして儲からないんだけども多少の日当をもらえればなんとかなるっていう、もうちょっとこういうものはそういうのに馴染む気がして。常に民間の会社、利益団体よりは中間のところを育てていくほうが将来こういう組織に馴染むのではないでしょう。まあ、これはずっと先かな。
- 委員 先生、それは責任の所在が分からなくなっちゃうから、やめた方がいい。
- 委員 だから新宿御苑は300人もいますよ。
- 委員 そういう場があるところはそれでもいいかもしれないけど、少なくとも千葉市の場合には、それは非常に難しいですね。
- 委員 僕が言いたかったのは、公の施設を管理するにあたって、指定管理者の方々にはその認識を正しくもっていただきたいと。というのが要望なんです。ちょっとずさんだなと思うところを感じましたし。
- 会長 この指定管理者制度を設ける主旨自体が、条例を研究していないからわからないんですけども、ちょっと曖昧、ともかく部分につながり合わせてやっていこうと。実務のなかから新しいかたちを模索しようという、そういう考えから始まっているんでしょうね。初めからはっきりした思想があってやっているのではなくて、公益でもあるし、経済人のそのある程度コストパフォーマンスを考えつつ、それを切り崩したのを運用したいと。そのバランスですね。
- 委員 具体的なお話をしてみますと、こういった管理施設の中で、市で管理するか、指定管理者に管理させるか、迷ったようなケースはございますか。
- 事務局 過程の中で、どのような検討がされたかというのは今の段階となってしまっただけでわからないんですけども、結果としてこれらの施設は指定管理に向けられる施設だと、結果としてこれが出てきたということだと思います。
- 委員 他には候補はなかったの。
- 事務局 そうですね、ここで候補にあがったんだけども官で管理すべきだとした施設が具体的に何かというのは、すみません、わからないんですけども、そういったものは今のところ直営になっているだろうということだと思います。
- 委員 今回の3.11を見ていると、病院とかいろんなところで公共の施設が避難場所とかすごく重要になってきて、指定管理者の制度をやるときにその辺の問題点というのは検討されたのか。あんまりないんでしょうか。公の病院というのは余裕があるから、たとえば僕は労災病院の関係をやっていたんですけども、あそこは大体地震とかあると、余裕があるということ怒られちゃうけど、すぐに派遣ができるんですよ。そういうある種の、ぎりぎりでやられると他を支援する余裕がないっていう。官の良さは余裕があるからで、それを切れという逆の使

命があるから非常に大変で、やっぱりいろんなことを考えると多少の余裕がありながらやらなきゃならないという、それが官の大変な立場かなど。

○事務局　これがご質問に対して答えになるかわからないんですけども、たとえばコミュニティセンターなどは避難所として市が位置づけている施設ですので、発災時にそういうかたちで利用してもらおうということを前提に指定管理者を選定している、それが前提ですよということで、避難所になっているということは仕様の中には入っています。

○会長　3. 11のときに文化交流プラザで受け入れたという実績がありますよね。そのときの対応で「A」だったという。特に民とミックスしたものがどの辺に基準を置くかは難しい問題があると思いますが、その辺は実務をやっていく中でだんだん仕上がっていくしかないというのが制度設計なんじゃないかなど。先生方がおっしゃったようにいろんな意見が出ていて、事務局あるいは指定管理者に見直していただいて。

それで全体会は途中で、臨時に一回開きますか、それとも定期的にいつ頃とか決めておいたほうがよろしいですか。

○事務局　委員会の開催の状況から考えますと、年度評価というのを、毎年、前年度の評価を部会でやっていただいておりますので、その部会での評価がまとまった段階でそれを持ち上げるというかたちが、意味としてはよろしいんじゃないかと思えますけれども。

○会長　時期については、そのくらいの時期に臨時は決めてないけれどもその頃に召集するのがよいということでしょうか。それとももっと途中でやるべきだとかそういう意見は。

○委員　全て出そろわないと情報がないですよ。時期的には、区役所の部会は7月頃やりましたけれども、だいたいこれくらいの時期ですかね。昨年度の評価を新年度の早い時期にやるということですか。答申としてまとめるのが9月くらい。

○事務局　そうですね。9月に、今は部会の評価がそのまま委員会の評価になっていますけれども、それを9月頃に公表するというスケジュールで考えております。

○委員　じゃあそのくらいのタイミングでいいんじゃないでしょうか。

○会長　仕組みは従来通り変えないで、全体会の結論で評価ではなくて、部会でやることは今まで通りやると。だけど、そこで問題になったことを、忘れないうちにフィードバックしたほうがいいと。そういう流れでよいですか。それとも部会の決定をそのまま決定にしないで、部会は内定だけで全体会にかけてから決めるかと。どっちにするかですね。

○事務局　そうですね。公表の前に一度全体会を開催させていただいて、公表内容はこれでもいいかと審議していただくかどうか。

○委員　委員さんの意見ですと、私もたぶん同じ意見だと思うんですけども、部会の答申に干渉するという話ではないですよ。フィードバックした結果を次の期に活かそうという。

○委員　部会の意見のある程度調整するという感じですかね。

○委員　調整しないということですよ。ですから部会の意見以上の話はできないでしょう、実際に情報がないわけですから。

○委員　部会の決定ですからね。

○委員　そうじゃなくて各部会の意見で出てきたことをもう一回みんなで検討し合いましょうという、それを次につなげようということですよ。

○会長　全体会は部会の直後にやると。あんまり間があいちゃうと忘れちゃうから。そういう

流れでよろしいですね。

○事務局　わかりました。早速今年度から、ということでもよろしいですよ。

○委員　評価でね、部会が違くと、厳しい部会、相場観っていうんですかね。やっぱり僕やっている、かなり違って来るんですよ。その辺の調整や話し合いはあとで集まったときに、ここ厳しいとかね、やっといたほうがいいのかもしいですね。

○委員　まさにそういう場として使えばよいんじゃないでしょうか。

○委員　気づいた話なんですけど、評価シートがあるじゃないですか。点数を積算していくと、ある区では180点くらいになってある区では80点くらいになって。だけどそれでも良い評価なんですよ。

○委員　「A」ですか。

○委員　そうですね。決してそれが悪いとは思ってないんですよ。評価シートの大分類、中分類、小分類があって、業者の提案書を読んで、小分類のところで詳細になってくるんですよ。大分類、中分類は変える必要がないと思うんです。そこを変えちゃったならば全市的にやっているって意味がないから。たまに欠落しているところがありますけど。

小分類のところで、各区の担当者の熱意というか、提案書の質というか、そこで大きく点数が、最終結果が差が出たときに、市民の目から見てどう思うのかなと、随分と気になるんですよ。180点で評価「A」、80点でも「A」。

○委員　何点以上だったら評価「S」で、何点以上だったら「A」で、何点以下だったら「B」とか。そんな基準を作ったほうがかなりはっきりするかなと思います。

○委員　追加で申し上げたいのが、この項目について、やった・やらない、そしてやったとすれば質が高いよっていう3つなんですよ。だからやった・やらないは簡単に点数がつくんです。1点、2点って。それがちょっと特質していると3点ついちゃうんです。で、たいてい2点なんですよ。でもその項目がそもそも多いから、たくさん累積していくんですよ。業者の提案書に細かく書いてあるのをひとつひとつこれはできた、これはできたっていうのを拾い上げていって。そもそも提案書っていうのがこれはプロとして当たり前だからそこまでは細かく書かないっていう業者もあると思うんです。そういうところだと簡素化しているんです。けどトラブルが生じたときにもちゃんと適切に対応しているし。だけれども最終的な点数が80点、180点と違うんです。区を上げろっていうのであれば緑区と若葉区なんですよ。緑区180点でした。

○委員　平均点で考えたほうがいい。

○委員　各区役所の担当者の中でも、どこまで拾い上げようかっていうのが経験と勘だよりになっている面があるんですよ。すごく熱心に仕事されているのはわかるんです。ただ両方熱心なだけけれども、業者の提案書の項目が多ければ多いほどそれが点数に反映されやすいから、そうなったときに、ダブルスコアで差がついたときに何でこっち側が、両方「A」なんだっていう風に違和感もたれるんです。結局ああいう評価シートが出てきたときに、見たときに第一印象的にはそう思いますからね。たいていの市民はそこまで制度に詳しくないと思うんですよ。だからそこはもうちょっとある程度足並みそろえられたらよいのではないかなというふうに思うんですよ。いずれの区も手を抜いているとは思えないんですよ。熱心に、本当こちらが申し訳ないと思うくらい一生懸命仕事されているのはよくわかりますから。

○委員 僕も評価とかいろんなところでやって、基本的に3分の2褒めて3分の1鋭い指摘がある。そのほうがみんな幸せになるんじゃないかなと。鋭い指摘するのは遠慮しちゃうと思うから。だから褒めておいて、ちょっと指摘するくらいがね。なんか僕はそのほうがよい気がする。先ほどもちょっといろいろと出たんだけど、第3セクターの話が出ていて、衆議院と参議院の司法独立行政法人の傍聴に行ったことがあるんですが、当時の総務大臣が、第3セクターは民のよいところ、官のよいところを出そうと思ったら民の悪いところ官の悪いところが出たと堂々と言ってましてね。今日ここで議論したのも、いわゆる我々の気づいたことをうまくやりながら官のあれもって、その部分がお互いにないと、うまい方法いかないなって。これだけ、今の日本というのは大変な時代になるとお互いに知恵を出し合ってやるしかないなと僕は感じていて。お互いに突っ張ってもしようがないかなという感じはしているんですよ。

○会長 公の良いところと、どちらもいいところを出しているかというね、非常にね。他には。

○市民局長 本当にいろいろとご意見いただきましてありがとうございます。指定管理制度が始まってですね、私ども行政としてもこの制度の運用というのは非常に悩ましい点がたくさんあるように、やっとなんて見えてきたところだと思います。そして我々、運用しながらわかってきたところと、それからまだまだわからなくて皆さんのご意見をいただきながら直していかなければならないところがたくさんあるんだと思います。そういった中で、今日の委員会と発展的にご意見をいただけるような仕組みにさせていただけるということで大変ありがたく思っております。皆様が各部会などで評価をなさったりしたところで見えてきたところ、これは制度を根本的に直さなくてはならない。これは所管としては私どもではなくて、他の局にもなりますけど、そこには十分伝えていきたいと思っておりますので、これからも今日のようなご意見をたくさんいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 今の議題については、部会の設置をするというのが提案ですね。部会の設置自体についてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは本委員会のもとに、これまでの市民・文化部会及び6つの区役所部会の他に、新たにスポーツ部会を置くことを決定いたしました。

最後の議題3の「その他」ですが、事務局のほうから何かありますか。

○事務局 2点ほどご報告事項がございます。

1つ目は、今後の会議の開催予定でございます。

まず、本日議決いただきましたスポーツ部会につきましては皆様に少しご説明いたしましたけれども、施設の視察ですね。それと平成23年度に指定管理者の行った施設の管理に係る年度評価を行う会議を8月に開催したいと考えております。

それから市民・文化部会につきましては、千葉市文化交流プラザの次期指定管理予定候補者の選定などを行う会議を、10月に開催したいと考えております。

各部会の開催についての詳細につきましては、後日事務局より該当の委員の皆様にご連絡をさせていただきます。

なお、各区役所部会につきましては、今年度予定の、昨年度の分の年度評価は全て終了しております。

2点目といたしまして、今回の会議録の公開でございますけれども、今回の委員会の会議録

の公開につきましては、来月の末頃、委員の皆様にご確認をお願いしたいと考えております。ご確認いただきました会議録は9月上旬に、市のホームページに掲載し公表します。以上でございます。

それから先ほどご提案がありました、各部会での評価を受けての全体会の開催ですけれども、これは各委員さんのスケジュールをご確認させていただきまして、概ね秋ぐらいに、ということで開催をさせていただきたいと考えておりますので、調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○委員 秋ってというのは、来年ですか。

○事務局 今年です。議会の予定等もございますので、議会終了後の10月中旬ぐらいに開ければと思っております。

○会長 いろいろと多方面からのご意見をいただきましたけれども、さらに、ご意見ご質問等ございましたら。

○委員 話が前後して申し訳ないんですけれども、スポーツ部会の委員の選定というのは具体的には会長と事務局との間で決めるのでしょうか。すでにある程度決まっているんですか。

○事務局 候補の方はあげております。

○委員 そうですか。

○事務局 去年まで教育委員会のほうの部会にあったときの委員さんに引き続きお願いしようかと思っております。

○委員 この中からは。

○事務局 委員会の中からスポーツ部会の委員さんになっていただこうと考えている方については、この中からお二人ですが会長さんをご相談していきたいと。

○委員 いや、個人的にはちょっとやりたいと思っていたもので。

○事務局 そういう意向があるということで、会長さんと相談させていただきます。

○委員 じゃあ私も立候補します。

○事務局 委員さんと委員さんが立候補ということで。承知しました。

○委員 別件でひとついいですか。ちょっと個人的な話になっちゃうかもしれませんが、自分が所属していない区役所部会の資料も常任委員なので送ってもらえますか。

○事務局 はい。

それで、この中からスポーツ部会に参加するお二人の委員さんにつきましては、委員さんと委員さんが立候補する、という意向を踏まえて会長さんをご相談したいと思います。

○会長 先生がおっしゃったように僕らも他の部会の資料がほしいときに、希望していただくのか、自動的にもらうのか、どちらが。

○委員 自動的になっちゃうと圧力になっちゃうので希望ということで、まず今回は。専門に研究しているもので興味がございまして。

○委員 2年前に内部の委員が全部外部だけになって、そのときにこれは大変ね、といったことがあって。ただ、我々を信頼してくださいと。それなりの経験はしているからめちゃくちゃなことは言わないよと。実は他の市とかね、国などは内部委員が多いんですよ。だから我々がどういってもひっくり返らないようになっているんです。だけどそろそろ外部委員を信用しても、2年間やっておそらくめちゃくちゃなことはやらないっていう意味でね。僕はいろいろな

委員もやっていますが、千葉市のここのは楽しいですよ。今回もかなり厳しい意見も出てますよね。やっぱり意見が出ないでやると、最近のいじめのように、教育委員会では何もなかったってなっちゃうから。そろそろ我々を信頼してもいいけど変なこといたらそちらで軌道修正するくらいのほうが、僕はうまく生かしていると思うんです。少なくとも僕の関係している千葉市の委員会はずまく動いていると思います。

○会長 いろんな意見が出ないと、ただその場でいいですねとなるだけでは意味がないですね。非常に今日も活発にご意見いただいて。

○委員 臨時委員も含めて、この委員会は非常に機能していると私も思います。

○委員 議事録が出るっていうんでね、我々にも緊張感があるんですけど。少しでもいい方向っていうか。

○会長 他にはよろしいでしょうか。事務局もよろしいですか。

それでは、皆様のご協力によりまして、本日の議事は、すべて終了いたしました。ありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

○司会 長時間にわたりまして、慎重なご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、平成24年度第1回市民局指定管理者選定評価委員会を閉会いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。